

年末の交通安全県民運動実施要綱

令和4年12月11日(日)～12月31日(土)

<p>運動の目的</p>	<p>この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。</p>	
<p>運動の進め方</p>	<p>実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。</p>	
<p>運動の重点及び実施事項</p>		
<p>重点</p>	<p>飲酒運転の撲滅</p>	<p>子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～</p>
<p>運転者・歩行者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。 ○ 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ○ 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。 ○ 横断する時は、横断歩道を利用し、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。 ○ 高齢歩行者は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実施しましょう。 ○ 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
<p>家庭・地域・職場では</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合しましょう。 ○ 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ 運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。 ○ アルコール検知器を活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全行動に努めましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 従業員に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。 ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。
<p>実施機関・団体は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 交通死亡事故の発生状況を周知するなど、特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。
<p>○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。</p>		

※ 横断歩道マナーアップ運動とは

横断歩道マナーアップ運動は、車両の運転者及び歩行者が横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識を高揚させ、もって、交通死亡事故の抑止を図ることを目的として、平成28年から実施しています。